

都道府県名	埼玉県	授与年度	平成 15 年度
学校種	養護学校	担当する教科等	自立活動
教授内容	自立活動		
教諭の前職等	看護師等	年齢	27～42歳
内 容	<p>対象学年 全学年</p> <p>授業時間数（週コマ数） 特定の授業は担当しない</p> <p>1. 授与・採用経緯等</p> <p>平成14年度から肢体不自由養護学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、埼玉県緊急雇用創出基金を活用して非常勤看護職員を配置してきた。</p> <p>しかしながら、非常勤看護職員は週5日、1日5時間の勤務であり、児童生徒の在校時全ての対応ができない、修学旅行等の校外学習の引率が困難、平成16年度から埼玉県緊急雇用創出基金の活用ができないこと等の課題が出された。</p> <p>そこで、平成16年度からは、第6次及び第7次定数改善計画による自立活動定数の改善分を活用して、常勤看護職員を配置することにした。</p> <p>配置するに当たっては、国公立及び民間病院等において、看護師として通算3年以上の勤務経験を有することを受験資格の1つとし、社会人特別選考を実施、内定後に特別免許状授与関係書類を県教委に提出し、特別免許状が授与されることが適当と判断された者を合格とした。</p> <p>合格者については、特別免許状を授与し、自立活動担当の教諭として発令した。</p>		
	<p>2. 具体的教授内容・活動実績</p> <p>自立活動担当教員として、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）を行っている。また、医療的ケアの指導体制の整備・充実に資するため、一般教員に対して研修・指導等を行っている。</p> <p>平成16年度は、埼玉県内の肢体不自由養護学校7校に12名の看護師免許を所有する自立活動担当教員を配置している。</p> <p>3. 効果・課題</p> <p>養護学校に在籍する児童生徒の重度重複化が進む中、医療的ケアを必要とする児童生徒は増加する傾向にある。医療的ケアを学校で実施することは、障害の重い児童生徒に学習の機会を保障するとともに、家庭の負担を軽減することになり、その効果は大きい。</p> <p>現在、医療的ケア担当として直接児童生徒に関わっているが、それ以外に直接生徒を指導する機会は多くない。今後、その資格を有効に活用するため医療的ケア以外にどのように児童生徒の指導に関わっていくかが課題である。</p> <p>4. その他</p> <p>特になし</p>		

都道府県名	神奈川県	授与年度	平成 15 年度
学校種	県立養護学校	担当する教科等	自立活動
教授内容	児童・生徒の健康の保持、心理的安定等		
教諭の前職等	看護師	年齢	36歳

内 容	<p>対象学年 全学年(小・中・高等部)</p> <p>授業時間数(週コマ数) 22時間</p>
	<p>1. 授与・採用経緯等</p> <p>養護学校に在籍する肢体不自由の児童・生徒の健康状態の維持・改善を図る活動に従事させるため、当該内容を教科の一部内容とする自立活動を教授する教諭として、医療的知識を持つ看護師資格所有者を任用することが適切と考えたが、当該資格を所有する適任者に当該の免許状所有者がいなかったため、特別免許状を授与した。</p> <p>なお、看護師の団体に依頼する等により、採用志望者を募集し、それらの者の中から、採用担当者が面接等により適任者を選び、この適任者に対し特別免許状を授与した。</p> <p>2. 具体的教授内容・活動実績</p> <p>教授内容：自立活動の「健康」に関することを主とした指導内容</p> <p>肢体不自由養護学校には、健康に関する課題及び配慮を要する児童・生徒が多数在籍しており、その中でも特に医療に関する指導及びその配慮を必要とする児童・生徒に対して重点的な指導を行った。</p> <p>活動実績：児童・生徒の在校時の健康観察・チェック及びこの児童・生徒が必要とするケア等の実施を行った。</p> <p>3. 効果・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の生活リズムが安定し、登校日数の増加が見られた。 ・在校時の健康状態が安定することにより、授業に集中して取り組むことができるようになった。 ・児童・生徒自身の障害の理解が深まり、自立へ向けて取り組みを進めることができるようになった。 <p>4. その他</p> <p>特になし</p>

都道府県名	奈良県	授与年度	平成 9 年度
学校種	養護学校	担当する教科等	自立活動等
教授内容	自立活動		
教諭の前職等	社会福祉病院勤務	年齢	37 歳
内容	対象学年 高等部 3 年 授業時間数 (週コマ数) 25 時間 / 週		
	1. 授与・採用経緯等 <p>奈良県教育委員会では、実践的・専門的な教育内容の充実を図るとともに、学校現場の活性化を進めることを目的として、現に職を有する社会人を対象に、教員免許の有無に関わらず、実務経験を通して得た幅広い知識や技能を教育現場に生かすことのできる人材を求める社会人特別選考を平成 10 年度教員採用候補者選考試験から実施している。</p> <p>出願時に自己推薦書の提出を求め、志望動機や資格を確認するとともに、試験では、個人面接・集団面接及び作文問題を課している。特に面接試験においては、長時間の面接を実施し、専門性や人間性・意欲等を重視した選考を行っている。</p> <p>当該教員は、平成 10 年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験における社会人特別選考に合格し、看護科教諭として、平成 10 年 4 月に採用された。</p> <p>病院の看護婦長としての実務的な指導や医療を通じての幅広い人間関係の在り方等、看護婦としての基礎的素養の育成を期待して、看護科を設置する高校に配属した。</p>		
	2. 具体的教授内容・活動実績 <p>採用当初、衛生看護科の看護基礎医学、母子看護を中心に担当し、社会人時代の経験を生かして、望ましい看護観や職業観の育成につながる授業を行った。特に病院や老人ホームにおける看護臨床実習では、事前指導及び事後指導の徹底を図りながら、臨床の場における学習効果を高め、生徒が主体的に看護の課題について解決する場面を多く設定するなど工夫を凝らした授業を展開した。</p> <p>今年度、県立学校再編・統合に伴い、看護科がなくなったため、普通免許状を所有していることと看護師としての実績が生かせるように、養護学校へ転勤させた。</p>		
	3. 効果・課題 <p>看護の本質と社会的な意義についての実践的な指導が可能となり、保健・医療・福祉における看護の役割についてより具体的な授業を展開することで理解が深まり、技術面だけでなく人間性の育成にも大いに力を発揮した。また、生徒が実習などで困難に直面したときにも、生徒に安心感を与えると同時に、担任としての指導、助言も適切であり、生徒がより強い目的意識を持って学校生活を送るようになった。</p> <p>採用時は、看護の免許を持つ者がなく、看護科の人数も多かったので、特別免許状を授与する必要性があったが、生徒数の減少等により看護科を廃止せざるを得なくなり、看護の免許を生かせる場がなくなった。</p>		
4. その他 <p>特別免許状授与を前提とした社会人特別選考については、今後も継続していく予定だが、これまでも採用者数との関係で実施できなかった年度があり、実施については、毎年検討を要する。また、実施教科についても、その都度検討しており、これまで実施した教科は、商業・看護・工業である。</p> <p>社会人特別選考による採用者は、その専門性や体験を生かして積極的に教育活動に取り組んでおり、校外外から高い評価を得ている。</p>			